

屋外広告物禁止地域における屋外広告物の取扱いについて（案内広告物）

Q. 案内広告物とは？

案内広告物とは、屋外広告物条例でいう、「道標、案内板その他公共的目的を持った広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物で、案内のための必要な文字、記号、地図等を表示したもの」です。

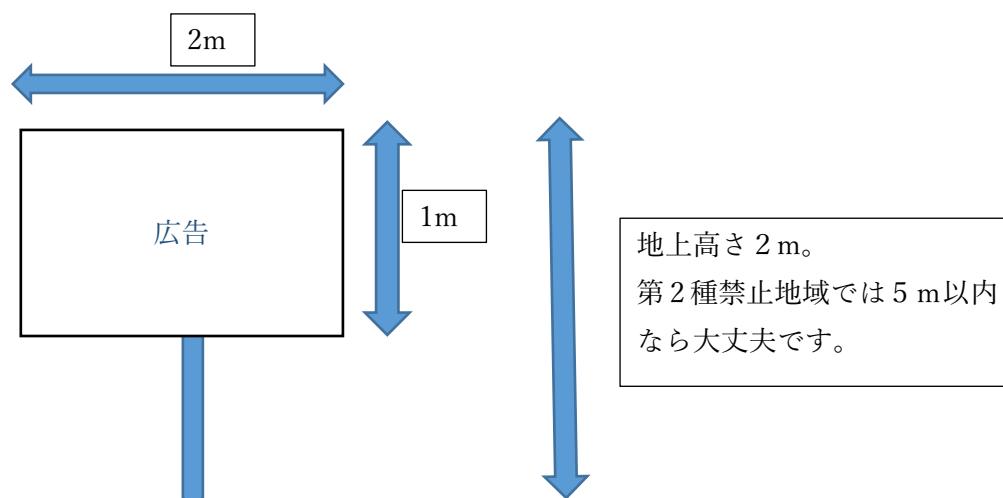
簡単に言えば、人がある場所に案内するための広告物です。例えば、自分の店が入り組んだところであって、表通りからはわかりにくい場所にあるときに、「南九州商店：この交差点を左折して100m」という看板を設置したとします。これが案内広告物です。

案内広告物として認められるには、以下の条件が必要です

1. 第1種禁止地域内（薩南海岸県立自然公園区域）においては面積1㎡以下であること、上端までの高さが2m以下であること。
2. 第2，3種禁止地域内（南薩縦貫道周辺、武家屋敷周辺、鉄道沿線周辺、JR沿線等）においては面積2㎡以下であること、上端までの高さが5m以下であること。
3. その広告物が案内をする事務所が、当該幹線道路に面していないこと。
4. 1つの路線ごとに1つのみであること。
5. 案内のための必要な文字、記号、地図等が表示されていること。

それぞれ例にとってみると、

1. および 2. では、指定された地域内で、看板のサイズが、掲げられた基準を超えないことが必要です。例えば、第 2 種禁止地域において、合計面積が以下のように 2 m²以内で、高さ 2 m の物件は基準を満たしています。



なお、合計面積は広告物 1 個ごとに判定しますので、看板の両面に広告がある場合には、2 つの面の合計面積が、次に掲げる寸法基準を超えないことが必要です。

表.案内広告物寸法基準

	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域
上端までの高さ (m)	2	5	
合計面積 (m ²)	1	2	

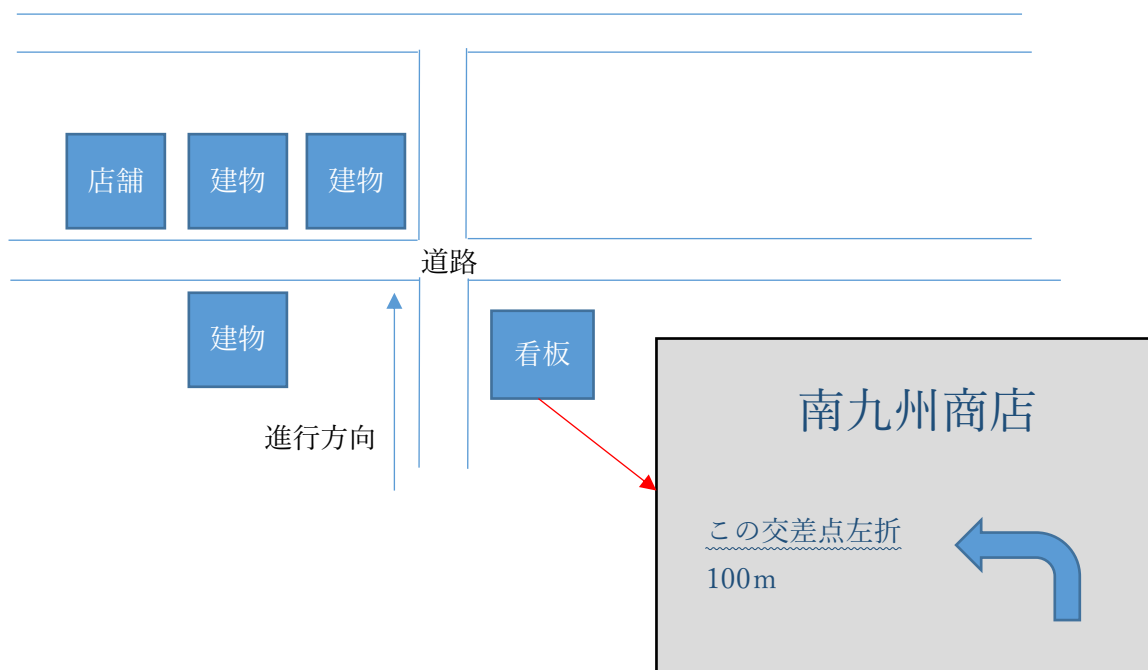
3. その広告物が案内をする事務所が、当該幹線道路に面していないこと

これについては、場所や距離によって変わりますが、例えば以下のような配置で、



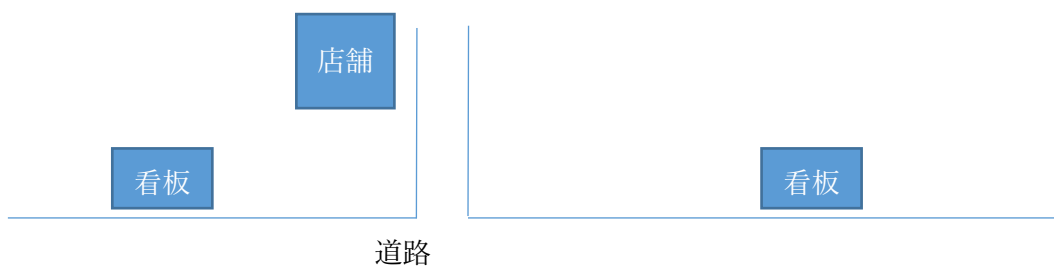
看板には「この先 500m」と書いてあるとします。この場合、看板で案内しなくても、店舗が道路に面しているわけですから、歩行者や運転者の視界には入ります。そのため、案内の必要性が低いということで、案内広告物としては認められません。

案内広告物として認められるには、例えば、下の図のように交差点や分岐がある道で、5. 案内のための必要な文字、記号、地図等が表示されていることが必要です。こういった状況では、ただ左折の記号のみだと、不慣れな人にとっては、二番目の交差点を左折するのかもしれない、といった誤解を招く可能性があります。



そのため、最低限、1. 案内板からの方向（右か左か）、2. 看板からの距離または、曲がるべき場所を示す、という条件を満たす必要があります。例えば、上に示したような物件なら、案内広告物として適切な表示がされているということになります。

4. については、同じ路線に案内板を2個以上置くと、案内広告物として認められないということです。下の図にあるように、案内が必要な場所であっても、



このように、案内看板を独立した形で、同じ路線に2つ置いてしまうと、案内広告物と認められません。ただし、これを両面にして、1個の広告物として表示すれば、案内広告物として認められます。